判決概要②(R5.3.10 仙台高裁判決)

1. 第一審の概要					
判決日	令和 3 年 3 月 26 日(事件番号:平成 25 年(ワ)第 46 号、同第 220 号、平成 26				
	年(ワ)第 753 号)				
裁判所	福島地方裁判所いわき支部				
裁判官	[裁判長裁判官] 名島亨卓、[裁判官] 中嶋万紀子、小川一希				
一審原告らの	事故時点でいわき市に居住していた原告ら(1471 名※一審判決時点)が、①本件事				
請求内容の	故直後における放射性物質による健康被害への強い恐怖感等、それに伴う避難や避難				
概要	先でのあつれき等、2避難の継続に伴う周囲とのあつれき等、3本件事故後継続する放射				
	線被ばくに対する健康不安等による精神的苦痛を主張して、被告東電に対し、主位				
	不法行為(民法 709 条)、予備的に原賠法3条1項に基づき、また被告国に対し、				
	国賠法1条1項に基づき、慰謝料等の損害賠償を求めた事案。				
	※(出典)地裁判決正本				
	・第2 事案の概要> 1 原告らの被告東電に対する請求/2 原告らの被告国に対				
	する請求及び被告らに対する共同請求				
	・別紙6>6 争点6(賠償すべき損害およびその額)>(1)原告らの主張				
2. 控訴審の概要					
判決日	令和 5 年 3 月 10 日 (事件番号: 令和 3 年(ネ)第 165 号、令和 4 年(ネ)第 232				
	号、同第 354 号、令和 5 年(ネ)第 64 号)				
裁判所	仙台高等裁判所(第2民事部)				
裁判官	[裁判長裁判官] 小林久起、[裁判官] 鈴木桂子、山﨑克人				
判決の概要	○被侵害利益ないし損害額(慰謝料額)の算定方法について:				
(損害論)	・多数のいわき市民が、放射線被曝の危険と恐怖、事故後の地域社会の混乱やこれに				
	より日常生活や活動が制限される中で、政府の避難指示がなくても、実際に避難				
	儀なくされたと認めた。慰謝料額の算定においては、自主的避難等対象区域又は屋内				
	退避区域に居住していた一般の大人について平成 23 年 3 月 11 日の本件事故後平				
	成 23 年 12 月 31 日まで、18 歳以下の子供と妊婦について平成 24 年 8 月 31 日				
	までの精神的損害が、法律上保護される利益の侵害に当たるとして、以下の損害額				
	(慰謝料額)を算定(P16~17、P29~35)。				
	○損害額(慰謝料額)について:				
	(1)自主的避難等対象区域と(2)屋内退避区域を区別した上で、更に①平成 23 年				
	12月 31日までの間に 18歳以下の子供又は妊婦であったかどうか、②平成 24年 1				
	月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までの間に 18 歳以下の子供又は妊婦であったかど				
	うかを区別し、区分毎に一律に定めることが妥当であるとして慰謝料を算定(P29~				
	35) 。				
	(1)自主的避難等対象区域				

一般大人30万円、①及び②の間に18歳以下の子供又は妊婦であった者68万円、 ①の間に18歳以下の子供又は妊婦であった者60万円、②の間に妊婦であった者38 万円、②の間に生まれた子供8万円 (2)屋内退避区域

一般大人 90 万円、①及び②の間に 18 歳以下の子供であった者 130 万円

(参考) 認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との 比較。

	旧屋内退避区域		自主的避難等対象区域	
	子供•妊婦	一般大人	子供·妊婦	一般大人
認定慰謝料額*1	130 万円	90 万円	68/60/38/8万	30 万円
第五次追補を踏 まえた東電基準* ²	122 万円	90 万円	52 万円	20 万円
			40 万円	20 万円
中間指針ないし中	10 万円/5	0~60万円	※H23.12 まで。	※H23.12 まで。
間指針第五次追補	+自主的避難等対象	象区域に準じた賠償	それ以降は合理	それ以降は合理的
			的に算定。	に算定。
	130 万円	70 万円	40~146 万円	8~70 万円
 確定 7 判決での				※仙台高裁いわきでは
認定額				8万円、同高裁中通り
心儿似				では 30 万円
				(いずれも同裁判長)

^{*1:} 当該判決の慰謝料額においては、東電基準に含まれる追加的費用4万円を控除しないものとしているため、慰謝料額と東電基準の差額には、実質的にさらに4万円の乖離がある点に留意。

^{*2:}追加的費用の 4 万円を含む。なお、自主的避難等対象区域の子供・妊婦については、自主避難を実施した場合、さらに 20 万円が加算される。